

[判断基準]

第 1 各項目共通で否認するもの

- 1 領収書等証拠書類の添付のないものについて、成果物や資料等から支払の事実が推認できないもの
- 2 領収書等のあて名が会派名、個々の議員名以外のもの（会派名、議員名と推認できるものは除く）
- 3 政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動に係るもの
- 4 二重に計上された経費に係るもの
- 5 領収書等証拠書類から、平成 22 年度内での経費の支払が明らかでないもの（推認できるものは除く）

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「共通 - 1」と表記する

第 2 その他

- 1 以下に記載する各項目別の判断基準によることができない場合は、個別に判断を行うものとする

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「その他 - 1」と表記する

第 3 各項目別の判断基準

（例）「1 研究研修費」の「項目 1（会場費）」について、合致しないもの（A）の「開催日、目的等が不明（__）」であると判断した場合、別表 2 の「判断基準」欄に「1-1-A-」と表記する

1 研究研修費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分について (B)
1	会場費・器材借上費、講演料、講師旅費等	政務調査活動との関連を確認できないもの ・開催日、目的等が不明な会合その他に係るもの 政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的な活動を目的とするもの ・一般的に不適当と考えられる場所で開催された経費	
2	研修会・研究会等の参加費、受講料資料費等	政務調査活動との関連を確認できないもの ・開催日、名称、開催者が不明な研修会等 政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的若しくは交際的な参加を目的とするもの ・親睦や飲食を主目的とする研修会等に係るもの ・各種行事（入学式、運動会、セレモニー等）に係るもの 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・研修会等における飲食代が「7 飲食代、茶菓子代」の上限額を超えるもの	
3	団体会費、年会費等	政務調査活動との関連を確認できないもの ・名称等が不明な団体に係る会費 政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的若しくは交際的な目的のもの ・政党の党費、国会議員等後援会の会費 ・個人的に参加している会費（町内会費、OB支部会費等）	
4	ガソリン代その他	調査旅費基準と同じ	調査旅費基準と同じ
5	タクシー代、駐車料金等	調査旅費基準と同じ	調査旅費基準と同じ
6	出張旅費（国内、海外）	調査旅費基準と同じ	
7	飲食代、茶菓子代	政務調査活動との関連を確認できないもの ・開催日、目的等が不明な会合その他に係るもの 政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的若しくは交際的な参加を目的とするもの ・親睦や飲食を主目的とするもの ・各種行事（入学式、運動会、セレモニー等）に係るもの 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・社会通念の範囲を超える茶菓子代 ・会議等の飲食代の上限額を超えるもので、その超えた額 （上限）ア 昼食弁当 1,500円 イ 夜食弁当 3,000円 ウ 夕食代 5,000円	

2 調査旅費

項目	判断基準	
	合致しないもの(A)	按分について(B)
1 ガソリン代その他	政務調査活動との関連性を推認できないもの ・給油所等が不明なもの 政務調査活動の目的を逸脱し、又は政務調査活動そのものに必要な範囲を超えるもの ・維持管理費（洗車代、清掃代、車検代、保険料、税等）	政務調査活動と政務調査活動以外のものに区分できないもの
2 タクシー代、駐車料金等	政務調査活動との関連を確認できないもの ・利用日、乗降区間（又は駐車場所）が不明なもの ・目的等が不明な市外での利用 利用目的が政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事に参加のためのもの ・個人的に参加のためのもの 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・深夜22時以降又は早朝6時以前のもので、政務調査活動としての目的等が不明なもの ・費用弁償等が行われる場合のタクシー代	政務調査活動と政務調査活動以外のものに区分できないもの
3 有料道路料金、フェリー代、バス代等	政務調査活動との関連を確認できないもの ・利用日、利用場所等が不明なもの ・隣県を超える利用で目的等が不明なもの 利用目的が政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事に参加のためのもの ・個人的に参加のためのもの	政務調査活動と政務調査活動以外のものに区分できないもの
4 出張旅費（国内、海外）	政務調査活動との関連を確認できないもの ・出張日、目的等が不明なもの ・出張報告書が作成されていないもの 政務調査活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事、個人的な参加団体のためのもの 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・旅費規程によらない国内旅費 ・「政務調査費による海外行政調査に関する取扱要領」に該当しないもの	

3 資料作成費

項目	判断基準	
	合致しないもの(A)	按分について(B)
1 写真代 ・現像料 ・プリント料	内容が明らかに市政に関する調査研究以外のもの	
2 テープ起こし ・テープ起こし作業料	内容が明らかに市政に関する調査研究以外のもの	
3 パソコン関連 ・パソコン ・デジタルカメラ ・周辺機器 ・ソフトウエア	内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの 備品にあつては、会派の備品台帳に登録していないもの	
4 用紙・インク代 ・コピー用紙 ・インクカートリッジ	内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの	
5 事務用品代 ・文具 ・ダビング用テープ	内容が明らかに市政に関する調査研究以外に使用されるもの 証拠書類等で事務用品の購入が推認できないもの	
6 コピー代 ・カラーコピー ・文書コピー	内容が明らかに市政に関する調査研究以外のもの	

3 資料作成費

	項目	判断基準	
		合致しないもの(A)	按分について(B)
7	資料作成代 ・資料作成費 ・資料製本費	内容が明らかに市政に関する調査研究以外のもの 成果品が確認できないもの	
8	サービス料,リース料,使用料	事務費基準と同じ	

4 資料購入費

	項目	判断基準	
		合致しないもの(A)	按分について(B)
1	新聞購読料 ・一般紙 ・専門紙, 業界紙 ・機関紙	スポーツ紙 各1部を超えた部分 ・所属議員数+会派分までとし, 以下同様	
2	辞書 ・辞書 ・電子辞書	各1冊(台)を超えた部分	
3	地図 ・住宅地図 ・地図	各1冊(部)を超えた部分	
4	ホームページ関係費 ・プロバイダ利用料	調査研究活動として合理性ないし必要性を明らかに欠くもの	
5	書籍・雑誌 ・一般書, 専門書 ・週刊誌, 月刊誌 ・時刻表	調査研究活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を明らかに欠くもの 各1部を超えた部分 証拠書類等で書籍名等が不明のもの	
6	資料代 ・資料購入代 ・資料提供目的の年会費	調査研究活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を明らかに欠くもの 証拠書類等で内容が不明のもの	
7	コピー代 ・カラーコピー ・文書コピー	資料作成費基準と同じ	
8	研修会・研究会等の参加費, 受講料 資料費等	研究研修費基準と同じ	

5 広報費

	項目	判断基準	
		合致しないもの(A)	按分について(B)
1	市政報告類印刷・製本費	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの 上記の成果品について, その内容が, 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的から逸脱するもの	成果品の内容について, 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
2	市政報告類配付費 ・郵送代	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)ものの配付費・郵送代 上記の成果品について, その内容が, 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的から逸脱するものの配付費・郵送代	成果品の内容について, 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれる場合の配付費・郵送代
3	切手, はがき, 印紙代	用途が推認されていないもの 年度末の切手の大量購入については, 翌年度の政務調査費が会派に支払われる以前に必要であることが推認できないもの	

5 広報費

	項目	判断基準	
		合致しないもの(A)	按分について(B)
4	封筒(はがき)等印刷代	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの	成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
5	折込み・チラシ代	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの 上記の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的から逸脱するもの	成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
6	企画・デザイン費	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの 上記の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等を知らせるものの印刷物等に反映されていないもの	成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
7	市政報告会会場費・器材借上費等	政務調査活動との関連を確認できないもの及び政務調査活動の目的を逸脱するもの ・開催日、目的が不明な会場使用に係るもの ・会場費等に飲食代を含むと推定されるものについては、別途研究研修費の飲食代基準を超える部分 ・会場費及び茶菓子代の金額については、一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・会場として、一般的に不相当と考えられる場所での会場費	
8	ホームページ関係費 ・作成費 ・保守契約費 ・サーバー利用料	ホームページ作成について、内容が一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	内容について、議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
9	市議会発言集印刷・製本費	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの 上記の成果品について、議員個人または所属政党の選挙活動及び後援会活動のために使用すると判断できるもの	
10	用紙・インク代、コピー代、事務用品代	資料作成費基準と同じ	
11	飲食代、タクシー代、駐車料金	研究研修費・調査旅費基準と同じ	研究研修費・調査旅費基準と同じ

6 広聴費

	項目	判断基準	
		合致しないもの(A)	按分について(B)
1	市政報告会会場費・器材借上費等	広報費基準と同じ	
2	飲食代、タクシー代、駐車料金	研究研修費・調査旅費基準と同じ	研究研修費・調査旅費基準と同じ
3	アンケート調査委託	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)もの 上記の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等に対する要望、意見を吸収する目的から逸脱するもの	成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等に対する要望、意見を吸収する以外の内容が含まれるもの
4	アンケート調査委託に係る配付費・郵送代	成果品(コピー含む)の確認ができない(保管されていない)ものの配付費・郵送代 上記の成果品について、その内容が、議会活動及び市政に関する政策等に対する要望、意見を吸収する目的から逸脱するものの配付費・郵送代	成果品の内容について、議会活動及び市政に関する政策等に対する要望、意見を吸収する以外の内容が含まれる場合の配付費・郵送代

7 人件費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分について (B)
1	給与、賃金、事務補助代、アルバイト代、社会保険料	住所・氏名等から生計が同一と考えられる者に対するもの 政党活動、後援会活動、選挙活動に関する雇用経費 雇用保険料の個人負担分	政務調査活動のみに従事していることが確認できないもの

8 事務費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分について (B)
1	パソコン及び周辺機器、デジタルカメラ	資料作成費基準と同じ	
2	電子辞書	資料購入費基準と同じ	
3	灯油、飲物、茶代、日用品費	購入品を使用する施設等の政務調査活動の関連がなく、その活動に使用されたと判断されないもの ・商店、事業所等の政務調査活動が行われないと判断される施設で使用されたもの	政務調査活動以外にも使用されていることが明らかなもの
4	切手、はがき、印紙代	広報費基準と同じ	
5	配付費、郵送代	成果品（コピー含む）の確認ができない（保管されていない）ものの配付費・郵送代 上記の成果品について、その内容が、政務調査活動から逸脱するものの配付費・郵送代	
6	印刷・製本費	成果品（コピー含む）の確認ができない（保管されていない）もの 上記の成果品について、その内容が、政務調査活動から逸脱するもの	成果品の内容について、政務調査活動以外の内容が含まれるもの
7	写真代	資料作成費基準と同じ	
8	電話代（会派控室、事務所、自宅、携帯）		事務所、自宅及び携帯の電話代
9	水道代、電気代	政務調査活動を行う事務所等の施設のものであると判断されないもの ・商店、事業所等の政務調査活動が行われないと判断される施設で使用されたもの	政務調査活動以外にも使用されていることが明らかなもの
10	ファックス回線使用料、通信費	各1台を超えた部分	
11	サービス料、リース料、使用料	各1台を超えた部分	政務調査活動以外にも使用されていることが明らかなもの
12	家賃、事務所賃料、事務所経費	施設が政務調査活動実施に適さず、政務調査活動に使用すると判断されないもの ・商店、事業所等の政務調査活動が行われないと判断される施設の賃借料と確認されるもの	政務調査活動のみに使用されていることが確認できないもの
13	用紙、文具、事務用品、インク代	資料作成費基準と同じ	政務調査活動以外にも使用されていることが明らかなもの